

* 都市局[受取]	決裁欄	部長	* 処理欄	* 建設局[返却確認]
		係長		
		係員		

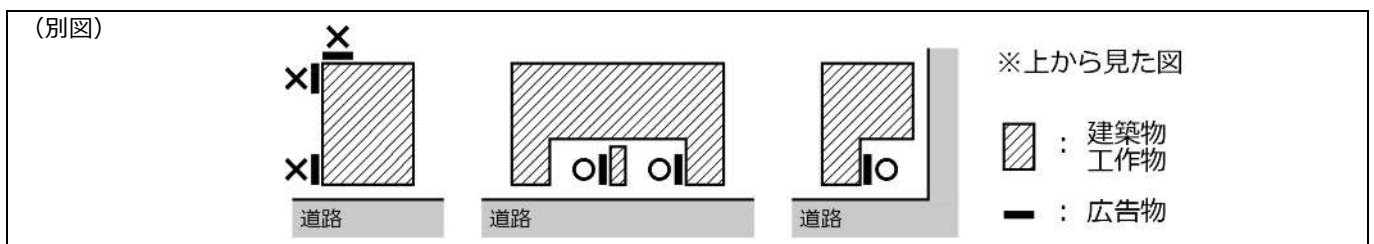
**景観計画区域における屋外広告物の表示等に関する行為の制限チェックリスト
(2-3-5 岡本駅南都市景観形成地域)**

* 景観計画区域においては、景観法に基づく景観計画に定められた屋外広告物の表示等に関する制限が神戸市屋外広告物条例に基づく許可基準になりますので、事前に都市局景観政策課にご相談ください。
 * 屋外広告物の許可申請にあたっては、このチェックリストに必要事項を記入の上、申請書に添付してください。
 * フィック欄には、適合する場合「○」、不適合の場合「×」、該当しない場合「-」を記入してください。

記入者	所属・氏名			
	連絡先	TEL	E-Mail	
	※内容の確認等、お問い合わせをさせていただく場合があります。			

◆ 2-3-5 岡本駅南都市景観形成地域の基準

景観形成基準		フィク	計画内容																							
すべての広告物	基本事項	○面する道路の特性に応じ、建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。 ○電動などで動きがあるものや形状が変化するものは掲出しない。ただし、自然の風などで揺れるものやケース内で動くものを除く。																								
	配置・位置	○店舗・事業所に関するものは、店舗・事業所の部分以外には掲出しない。 ○道路に面しない壁面には掲出しない。ただし、別図に該当する場合、店舗入口に掲出する場合、その他これらに類する場合を除く。																								
	種別	○自家用広告物のみとする。																								
	規模・掲出数	○1店舗・事業所あたりの掲出数は、(当該店舗・事業所の入口の数+3)個以下とする。ただし、テント等を利用するものを除く。また、当該店舗・事業所の間口が20m以上の場合、広告物の間を20m以上空けるごとに1個追加することができる。 ○建物名は、1道路につき1個以下とする。																								
	文字の大きさ	○次表の(1)又は(2)の基準を満たすものとする。ただし、JIS規格で定めるJISZ8210案内用図記号で規定される意匠の文字表記はこの限りでない。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>山手幹線沿い</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(1) 1文字あたりの大きさ</td> <td rowspan="2">建物名 又は 店舗・事業所名</td> <td>1階以下</td> <td>0.4m 四方以内</td> <td>0.25m 四方以内</td> </tr> <tr> <td>2階以上</td> <td>0.8m 四方以内</td> <td>0.5m 四方以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の内容</td> <td colspan="3">0.1m四方以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2)広告物の面積に対する広告物の文字部分の面積の割合</td> <td colspan="3">100分の15以下</td> </tr> </table>				山手幹線沿い	その他	(1) 1文字あたりの大きさ	建物名 又は 店舗・事業所名	1階以下	0.4m 四方以内	0.25m 四方以内	2階以上	0.8m 四方以内	0.5m 四方以内	その他の内容		0.1m四方以内			(2)広告物の面積に対する広告物の文字部分の面積の割合		100分の15以下			
			山手幹線沿い	その他																						
(1) 1文字あたりの大きさ	建物名 又は 店舗・事業所名	1階以下	0.4m 四方以内	0.25m 四方以内																						
		2階以上	0.8m 四方以内	0.5m 四方以内																						
	その他の内容		0.1m四方以内																							
(2)広告物の面積に対する広告物の文字部分の面積の割合		100分の15以下																								
映像装置	○掲出しない																									



景観形成基準				種別	計画内容
地上 広告物	高さ、長さ、表示面積	○地上からの高さ、横の長さ、表示面積は次表のとおりとする。			
			山手幹線 沿い	J R線 路沿い	その他
		地上からの高さ	2 m以下		1.5m以下
		横の長さ	1 m以下		
	表示 面積	1面あたり	1 m以下		
		1個あたり の合計	2 m以下		
	掲出数	○1店舗・事業所あたりの掲出数は原則として1個以下とする。 ただし、集合看板における掲出は除く。			
屋上 広告物		○掲出しない。			
壁面 広告物	表示面積	○1店舗・事業所（集合看板については、1建物）あたりの表示面積の合計は、1道路につき、それぞれ次表のとおりとする。 ただし、半地下に掲出する場合など視認性が低い場合はこの限りでない。			
			山手幹線 沿い	J R線路 沿い	その他
		前面道路から当該広告物の下端までの高さ	2.5m未 満 2.5m 以上	1.5㎡以下 10㎡以下 7㎡以下 5㎡以下	
	配置・位置	○取り付ける壁面、ベランダ等からはみ出さない。 ○テント、庇等を利用し掲出する場合は、前面に掲出し、傾斜部分には掲出しない。			
	窓面の表示率	○窓面に掲出する場合は、1の窓面の面積に対する当該窓面に係る広告物の面積の割合を、1階以下は10分の1以下、2階以下は10分の2以下とする。			
突出 広告物	長さ、幅、表示面積	○長さ、突出幅、表示面積は次表のとおりとする。			
			山手幹線 沿い	J R線路 沿い	その他
	長さ (注1)	1階以下	0.7m以下		
		2階以上	3 m以下	2.5m以下	2 m以下
	突出幅 (注2)	1階以下	0.65m以下		
		2階以上	0.95m以下		0.75m以下
	表示 面積	1面あたり	1階以下		0.3㎡以下
		2階以上	2 m以下		1 m以下
	1個 あたり の合計	1階以下	0.6㎡以下		
		2階以上	4 m以下		2 m以下
		(注1) 水平方向に突出している場合は縦の長さを、垂直方向に突出している場合は横の長さをいう。 (注2) 建築物の柱面又は壁面から広告物の突き出した先までの距離をいう。			
	配置・位置	○上端は、建築物の軒の高さ以下とする。 ○広告物の存する敷地内における地盤面から下端までの高さは2 m以上とする。			
	掲出数	○1店舗・事業所あたりの掲出数は、原則として、1道路につき1個以下とする。			
	その他	○テント・庇等の側面には掲出しない。			
立看板		○縦の長さ、横の長さ、表示面積は、次表のとおりとする。			
		縦の長さ（広告物に脚が付いている場合にあつては、脚の長さを含む）		1.2m以下	
		横の長さ			0.6m以下
	表示面積	1面あたり		0.6㎡以下	
		1個あたりの合計		1.2㎡以下	

景観形成基準		フィク	計画内容
集合看板	<p>○集合看板とは、広告物の種別に関わらず、当該建物の店舗・事業所を一覧できるもので、デザイン、形状が統一されたものを行い、掲出数を除き、種別ごとの基準が適用されるものとする。</p> <p>○集合看板は、1道路につき1個以下とする。ただし、当該店舗・事業所の間口が20m以上の場合、集合看板の距離を20m空けるごとに1個追加することができる。</p>		

夜間景観形成基準			フィク	計画内容
すべての 広告物	照明	輝度・グレア	<p>○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。</p> <p>○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。</p> <p>○内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。</p>	
		変化	<p>○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。</p>	

◆ 2-1 景観計画区域全域の基準

※ 1個あたりの表示部分の面積が7㎡を超えるもので、かつ、1敷地あたりの表示部分の面積の合計が20㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるものに適用されます。

※ 岡本駅南都市景観形成地域の基準と重複する基準は省略しています。

景観形成基準		フィク	計画内容
すべての 広告物	基本事項	<p>○形状や色彩等の意匠に配慮し、秩序ある景観形成を図る。</p> <p>○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。</p>	